

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令要
綱

- 一 遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の算定の際に用いる最低額を引き上げることとする。 (第五条第二項、第十二条第二項、第十四条第二項、別表第一から別表第三まで及び別表第五関係)
- 二 遺族給付金の支給を受けるべき遺族が犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合における遺族給付基礎額の算定において新たに加算額を設けることとする。 (第五条第三項関係)
- 三 この政令は、公布の日の翌日から施行することとする。 (附則第一項関係)
- 四 所要の経過措置を設ける。 (附則第二項関係)